



今、憲法問題を語る —憲法問題対策センター活動報告—

第13回 シンポジウム「核廃絶問題を考える」を開催

憲法問題対策センター委員長代行 菅沼 一王 (34期)

核兵器廃絶に対する内外の動きの中で

東京弁護士会は、年度末の2010年3月30日午後6時から、弁護士会館クレオにおいて、澤田昭二氏（原水爆禁止日本協議会代表理事・名古屋大学名誉教授）、岩佐幹三氏（日本原水爆被害者団体協議会事務局次長・元金沢大学法学部長）、古川照美氏（福岡女学院大学学長・元法政大学教授）をパネリスト、池田眞規氏（東京弁護士会憲法問題対策センター委員）をコーディネーターとするパネルディスカッションを中心とするシンポジウム「核廃絶問題を考える」を開催した。

核兵器を使用した唯一の国として行動すべき道義的責任に言及して、核兵器のない世界へ向けての具体的な行動をとることを宣言した2009年4月のアメリカのオバマ大統領の演説、「核兵器のない世界」構想実現に向けた条件を構築することの決意を表明するとともに、今後の国際社会の核分野における具体的な行動目標を策定した2009年9月の国連安保理決議第1887号など、核兵器の廃絶を求める動きは、今まさに世界の潮流となりつつある。また、国内においても、「わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務があり、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである」とする2009年6月の衆参両院の「核廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」がなされた。このような内外における核兵器廃絶に対する動きの中で、弁護士会としても、この核兵器廃絶問題に対して、あらためて真摯に取り組むべきであるとの構想の下に、シンポジウムが開催されたものである。

このシンポジウムを新たな第一歩に

シンポジウムでは、まず、核物理学者であるとともに被爆者でもある澤田昭二氏から、原爆投下から

今日に至るまでの「核兵器廃絶を巡る国内・国際情勢」について、核兵器で脅して核戦争、戦争を抑えようとする「核抑止論」の主張を克服して、「核兵器廃絶」への努力を積み重ねてきた原水爆禁止運動、「湯川・朝永宣言」などの科学者の動き、不平等条約である核不拡散条約（NPT）の欠陥を是正しようとして5年毎に開催されているNPT再検討会議などの世界世論の動向についての分かりやすい解説がなされ、また、2010年に開催されるNPT再検討会議は、核兵器廃絶から戦争の廃絶に向かって理想を現実にする絶好のチャンスであるとの主張がなされた。

次に、被爆者であり、被爆者救済活動などに取り組んでいる岩佐幹三氏から、自らの被爆体験及び原爆投下によって母や妹を失った実体験に基づく核兵器への怒りが語られるとともに、被爆者が容易に救済されていない実状などが切々と語られた。

そして、国際法学者である古川照美氏からは、さまざまな角度からの核兵器と国際法の関係における問題が存することの指摘がなされ、特に核兵器の使用についても、核兵器の違法性について述べる国際司法裁判所（ICJ）の勧告や国連決議は存するものの、それについての解釈も分かれ、悩ましい状況にあることの解説がなされた。

そして、これらの報告や会場質問も踏まえつつ、核兵器使用は違法か、核抑止論に対してはどのように考えるか、核兵器廃絶は本当に実現可能なのかなどの議論がなされた。

最後に、東京弁護士会の「核兵器の廃絶を求める会長声明」案が緒方孝則副会長から発表された（同声明は翌31日に正式に公表）。

われわれは、このシンポジウムを新たな第一歩として、この核兵器廃絶問題に更に取り組んでいかなければならないと思われる。